

## 笠置町監査委員告示第7号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年6月11日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

### 1. 監査を実施した日時等

日	時	令和8年5月27日(水)
		午前9時30分から午前10時35分まで
場	所	笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象		1. 7年度主要事業の結果と課題について 2. 8年度主要事業調書の概要について 3. 税住民課の開庁時間変更に伴う業務改善内容等について

### 2. 監査内容

定期監査において以前に指摘した事項に対する対応状況及び令和8年度の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

### 3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

## 1 戸籍住民基本台帳事務（7年度主要事業の結果と課題・8年度主要事業調書の概要について）

戸籍住民基本台帳事務については、戸籍システム標準化や法改正対応など、国制度に基づく重要な業務が適切に進められていることを確認した。特に、戸籍のふりがな追加対応や旧氏（旧姓）対応など、多岐にわたるシステム改修を年度内に完了している点は評価できる。

一方で、戸籍及び住民情報を取り扱う業務は極めて重要性が高く、ヒューマンエラー防止が強く求められる。システム化が進む中においても、最終的には職員による確認体制が重要であり、引き続きチェック体制の強化及び職員間の情報共有に努められたい。

また、コンビニ交付やオンライン申請については、費用対効果を十分検討しつつも、住民サービス向上の観点から引き続き研究・検討を進められたい。特に、高齢者への配慮やデジタル活用支援を含め、住民が利用しやすい手法の検討を期待する。

## 2 賦課徴収事務について（7年度主要事業の結果と課題）

賦課徴収事務については、住民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課・徴収業務が適切に執行されていることを確認した。

固定資産税評価に係る鑑定業務については、令和9年度評価替えに向けた重要な基礎作業であり、公平・適正な課税を行うためにも、今後も適切な評価業務に努められたい。

また、税業務は住民負担に直結する業務であることから、特に入力誤りや確認漏れ等のヒューマンエラー防止に十分留意し、正確かつ丁寧な事務執行を徹底されたい。併せて、制度改正時には近隣自治体との情報共有や事例研究等を行い、円滑な業務運営に努められたい。

## 3 税住民課の開庁時間変更に伴う業務改善内容等について

開庁時間変更については、単なる窓口時間短縮ではなく、業務効率化、職員間の情報共有、職員負担軽減及び住民サービス向上につなげるのが本来の目的であると認識している。

今後は、時間変更による効果検証を十分行うとともに、住民への周知徹底に努められたい。特に、変更を知らずに来庁される住民への対応については、一定期間柔軟な対応を行うなど、住民サービス低下との誤解を招かない配慮が必要である。

また、開庁時間変更によって生まれた時間を有効活用し、職員間の情報共有、窓口対応力向上、事務改善等につなげることで、結果として住民サービス向上に結び付けられるよう取り組まれたい。

加えて、時間外勤務の縮減や職員負担軽減についても、今後具体的な検証を行い、制度導入の効果を明確に示されることを求める。